

碓氷川圏域河川整備計画 (素案)



平成 2 8 年 1 0 月

群 馬 県

目 次

第 1 章	圏域の概要	1
第 2 章	河川の現況と課題	4
第 1 節	洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	4
第 2 節	河川の利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	6
第 3 節	河川環境の整備と保全に関する事項	6
第 3 章	河川整備計画の目標に関する事項	9
第 1 節	計画対象区間及び計画対象期間	9
第 2 節	洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	9
第 3 節	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	9
第 4 節	河川環境の整備と保全に関する事項	11
第 4 章	河川整備の実施に関する事項	12
第 1 節	河川工事の目的及び種類	12
第 2 節	河川工事の施行場所及び設置される河川管理施設の機能の概要	12
第 3 節	河川の維持の目的、種類及び施行の場所	23
第 5 章	河川情報の提供、地域や関連機関との連携等に関する事項	24
第 1 節	河川情報の提供に関する事項	24
第 2 節	地域や関係機関との連携等に関する事項	24

第1章 圏域の概要

碓氷川は、利根川水系烏川の支川で鐺川、神流川と並ぶ群馬県西部を代表する一級河川であり、群馬県安中市と長野県軽井沢町の境界に位置する一ノ字山に源を発し、途中で霧積川、中木川、九十九川、柳瀬川などを合流しながら安中市を貫流し高崎市高松付近で烏川に合流する流域面積約 291km²、本川流路延長約 36.8km の規模を持つ河川である。

圏域の地形は、北西部が山地、中央部から東部にかけて丘陵地や河岸段丘により構成されている。特に河岸段丘は、碓氷川流域の地形的特徴であり、分布範囲は、碓氷川と中木川の合流点付近から岩井川合流点付近まで、横断的には上位、中位、下位の三段に分かれ、面積は約 46km² に及ぶ。平地は、河岸段丘の段丘面に存在し、特に中下流部では、耕作地や市街地などの土地利用が進んでいる。また、圏域の地質は、新生代第三紀の秋間層や板鼻層により構成されており、主に集塊岩及び凝灰角礫岩が分布している。

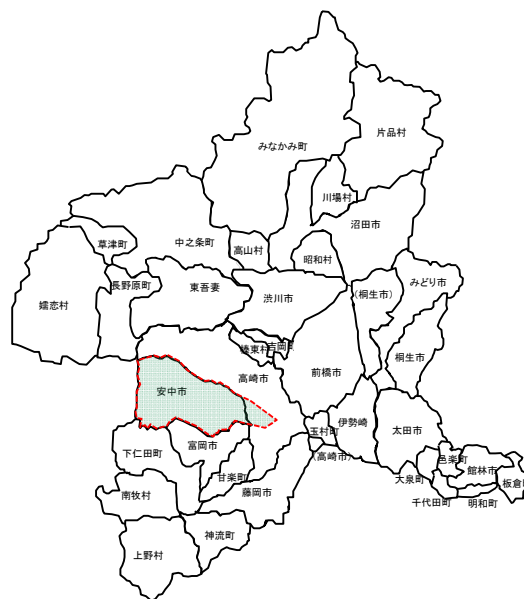


図 1.1 碓氷川圏域位置図

圏域の気候は、内陸性の気候であり、積雪も少なく、比較的温暖でしのぎやすいと言える。年平均降水量は、約 1,600mm であり、多雨な榛名山が本圏域北東部に位置することから、県中央部と比較してやや多雨の状況にある。

このような穏やかな気候や河川などの水に恵まれたこの地域は、旧石器時代の石器や縄文時代の土器、石器の出土例もあり、古墳も見られるなど古代から栄えたことが伺われる。この要因の一つには本流域が上州と信州を結ぶ交通の要衝であったことが挙げられる。

圏域の自然環境は、中下流域で耕作地や市街地などの人為的な利用が進んでいる一方、上流域は、上信越高原国立公園、妙義荒船佐久高原国定公園に指定されており、全体としてみれば、豊かな自然環境が残っていると言える。また、少林山、観音山、碓氷湖、小根山、妙義の5箇所が鳥獣保護区の指定を受けている。

碓氷川圏域を構成する市は、高崎市、安中市の2市であり、下流の高崎市は、八幡、豊岡、鼻高、乗附地区が、安中市は、全市が碓氷川圏域に含まれている。流域内の人口は、約 95,000 人であり市別の人口構成比率は、高崎市約 22%、安中市約 78%である。近年の人口の推移は、高崎市は横ばい、安中市が減少傾向となっており、圏域全体としては、近年10年で約5%減少している。

産業構造は、高崎市、安中市ともに、一次産業の比率が低く、三次産業の比率が高い。土地利用、人口分布と併せて碓氷川圏域は、下流部ほど都市化が進んでいる状況である。

安中市を中心とする当圏域は、市内に新幹線駅1駅、高速道路 IC 2カ所と立地条件に恵まれ、交通・輸送の要所として栄えており、磯部温泉や旧碓氷峠など恵まれた環境を活かした観光事業の発展や、交通の便を利点とした商・工業の充実などが図られている。

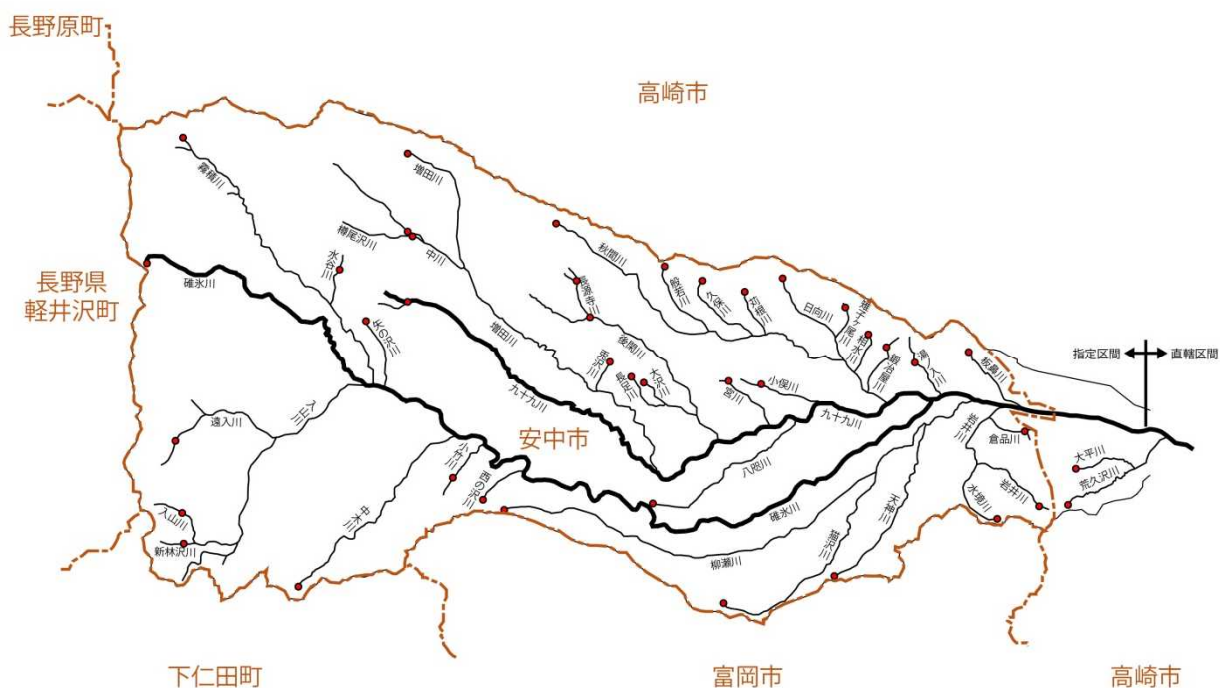


図 1.2 碓氷川圏域河川図

表 1.1 碓氷川圏域河川一覧表

	河川名						河川延長 (km)
	本川	1次	2次	3次	4次	よみがな	
1	碓氷川					うすい	36.80
2		入山川				いりやま	10.30
3			新林沢川			しんばやし ざわ	1.0
4			遠入川			とういり	4.55
5		霧積川				きりづみ	11.40
6			水谷川			みずたに	1.35
7		矢の沢川				やのさわ	1.70
8		中木川				なかぎ	7.88
9		小竹川				おだけ	1.80
10		西の沢川				にしのさわ	1.30
11		九十九川				つくも	20.70
12			増田川			ますだ	13.90
13				中川		なか	2.40
14					樽尾沢川	ならおさわ	0.30
15				兎沢川		うさぎざわ	1.00
16			後閑川			ごかん	6.12
17				長源寺川		ちょうげんじ	1.20
18				長足川		ながあし	2.50
19					大沢川	おおさわ	1.00
20			宮川			みや	2.00
21			八咫川			やた	6.00
22			小俣川			おまた	2.50
23			秋間川			あきま	11.60
24				般若川		はんにかや	2.00
25				久保川		くぼ	2.20
26				苧根川		かりね	1.20
27				日向川		ひなた	3.00
28					雉子ヶ尾川	きじがお	1.20
29				相水川		そうずい	1.50
30				鍛冶屋川		かじや	1.90
31		湯ノ入川				ゆのいり	1.30
32		柳瀬川				やなせ	18.60
33			猫沢川			ねこさわ	7.60
34			天神川			てんじん	5.30
35		岩井川				いわい	4.40
36			水境川			みずさかい	2.20
37			倉品川			くらしな	1.50
38		板鼻川				いたばな	1.78
39		荒久沢川				あらくざわ	4.30
40			太平川			おおひら	1.40

第2章 河川の現況と課題

第1節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

碓氷川沿川地域では、これまでに度々洪水による被害を受けており、過去には死者61名に及んだ昭和10年9月台風があり、昭和22年9月台風でも大災害に見舞われ、その後昭和56年8月、昭和59年7月、昭和63年8月、平成19年9月と頻繁に大きな出水を繰り返している。

碓氷川の治水事業の始まりは、定かでないが明治43年に水害後に何らかの復旧事業が行われていたと考えられる。その後、昭和10年の大水害によって、碓氷川、九十九川、秋間川、後閑川などの主要河川の整備が国によって行われた模様である。

その後、群馬県で実施してきた治水事業は、局所的な改修事業が多い。一定計画での改修事業は、昭和53年から昭和54年に実施した碓氷川下流部の改修事業と柳瀬川(S40～S63)、天神川(S46～H6)、板鼻川(S59～)、猫沢川(H9～)の改修事業である。また、長足川、八咫川、苧根川、日向川、岩井川などでも災害関連事業などの局所的な改修を行っている。さらに、昭和51年には、群馬県最初のダムとして霧積川及び碓氷川本川の洪水被害軽減を図ることを目的に霧積ダムを建設した。

従って、近年では主要河川での大きな水害は減少しているものの、主要河川に流入する中小河川の溢水氾濫及び内水による被害は相変わらず発生している状況である。

また、これまで整備してきた治水施設の機能を長期かつ確実に発揮するよう必要に応じて対策を行う必要がある。

表 2.1 近年の碓氷川圏域の水害

発生日月	原因	全壊流出 (棟)	半壊 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	農地浸水 (ha)	宅地等浸水 (ha)
S56.8.21～8.23	豪雨・台風15号			12	212	3	3.0
S59.7.19～7.26	豪雨		4	7	138	11.5	0.6
S62.7.11～8.8	豪雨・台風5号				45		0.7
S63.8.23～8.29	豪雨			2	82		0.9
H1.7.24～8.7	豪雨	1		12	41		1.1
H1.8.31～9.16	豪雨			14	43		1.5
H7.6.13～6.18	梅雨			1	23		0.2
H10.9.14～9.18	豪雨・台風5号		3		19	0.03	0.1
H12.9.17～9.18	豪雨				55		0.3
H13.8.27～8.31	豪雨				4		0.03
H19.9.5～9.8	台風9号	1	3	1	13		0.3
H20.7.26～7.30	豪雨				3		0.1

※被害は水害統計（国土交通省河川局）による



図 2.1 過去の災害状況



図 2.2 整備後の状況

第2節 河川の利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

碓氷川流域は沿川に水田等の農地が広がっており、必要な農業用水を河川から取水している。また、都市用水では、安中市の水道用水、工業用水、その他都市用水として利用されている。

このように碓氷川流域では河川水が高度利用されているが、昭和53年、昭和62年、平成2年、平成6年及び平成8年等の夏期においては水不足が生じている。

表 2.2 碓氷川圏域水利権内訳

	農業用水	水道用水	工業用水	その他	合計
取水量(m ³ /s)	12.51	0.50	0.96	0.79	14.76
割合	84.8%	3.4%	6.5%	5.4%	100%

※出典：水利権一覧（平成28年 群馬県河川課）

※農業用水の最大取水量は許可水利権量と慣行水利権のうち取水量が記載されているものの合計

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

碓氷川圏域は、妙義山塊等の山地をはじめ、良好な自然環境を有した地域で、碓氷川本川及びその支川についても、生物の生育・生息場所として貴重な地域である。

碓氷川及び支川における魚類の生息については、重要種¹⁾であるカマツカ、シマドジョウ、ギバチ²⁾などが確認されており、支川においてはスナヤツメやホトケドジョウ³⁾も確認されている。

植物については、圏域の特徴ある地形の一つである谷津田が支川流域に見られ、低い山体とため池という里山という多様な植物生育環境となっている。丘陵部ではクリーコナラを主体とした二次林、その他、シラカシ、アラカシ、ヤマザクラ、ハリギリ、アオダモ、ウリカエデ、ヤマコウバン、アオハダ、ヤマウルシ、ヤマツツジ、サンショウ、アカメガシワといった高木主体、林縁部ではアブラチャン、ネムノキ、ズミ、エゴノキ、ニシキギ、タラノメといった低木主体の樹種が繁茂している。ため池には水生植物のイトモ、フラスコモ属、ヒツジグサ、湿性植物のナガエミクリ、ミズユキノシタの繁茂も見られる^{4)、5)}。妙義山塊を流域に持つ上流域では岩壁を有していることから、ミョウギシダ・オオイワインチン・ムギラン等の岩壁に生育する種が多くみられ、圏域植生の多様性をうかがい知ることができる。

1) 重要種は以下、ア)～オ)に該当する種を示している。
ア) 「文化財保護法」及びこれに基づく「地方公共団体における条例」で指定された天然記念物(天然記念物には家畜も対象に含まれている場合があるが、野生種のみを対象とする)
イ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種
ウ) 「自然公園法」による指定動植物(調査区域の一部又は全域が国立公園又は国定公園を含む場合)
エ) 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—」掲載種及び「レッドリスト」掲載種
オ) 「都道府県・市町村作成のレッドデータブック」及びこれに準ずる文献等の掲載種
2) 「平成27年度河川水辺の国勢調査」結果

鳥類については、中山間部においては留鳥のカイツブリ、ダイサギ、アオサギ、他にもスズメ目、キジ目、ハト目、渡り鳥のカルガモ、猛禽類のタカ目等多くの種が生息している⁶⁾。岩場のある山地には樹林性の留鳥、猛禽類等が確認されている。

圏域の上流域山地部の河川は、土砂運搬作用が活発なため砂礫の堆積が少なく、比較的大きな礫の転石や露岩している箇所もみられる。

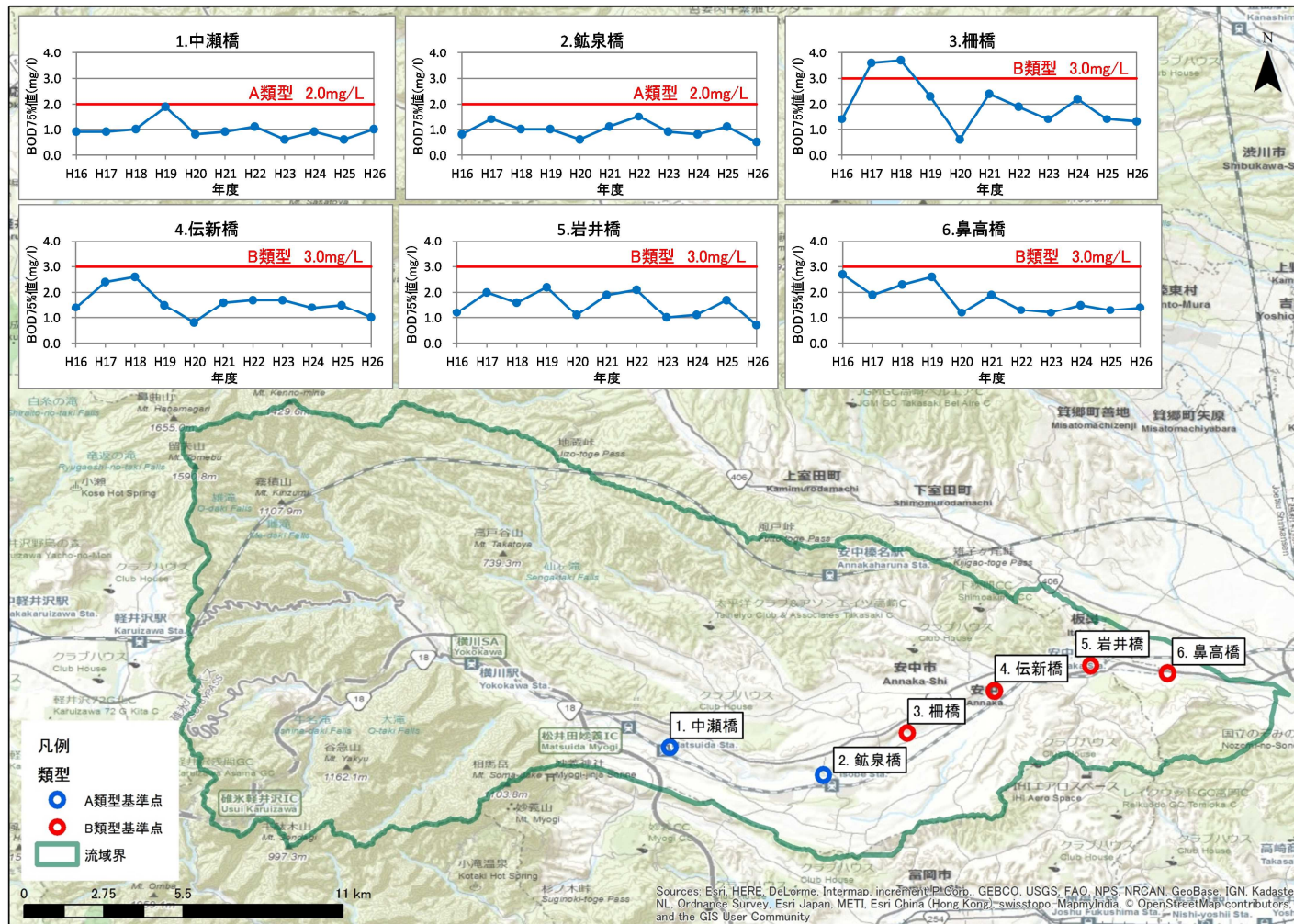
河川の水質については、環境、利水状況に応じて類型指定し、その類型ごとに環境基準が定められている。碓氷川圏域の河川では、碓氷川上流がA類型（中瀬橋・鉾泉橋地点）、下流（柵橋、伝新橋、岩井橋、鼻高橋地点）がB類型に指定されており、生物化学的酸素要求量（BOD）（75%値）で評価すると、全ての地点で環境基準を満足しており、良好な水質が確保されている。

河川の利用状況としては、碓氷川には運動公園や親水空間が多数整備され、堤防は周辺住民の通勤・通学などの生活道路としても利用されるなど、地域との関係は深く、水遊び、魚釣りなど住民に潤いを与える身近な安らぎの場となっている。なお、碓氷川全区間はアユ、マス（ヤマメ、イワナを含む）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ、ワカサギを対象に漁業権が設定されている。

また、碓氷川の烏川合流点から九十九川合流点を経て九十九川の後閑川合流点付近までの碓氷川、九十九川の堤防上は「碓氷川・九十九川サイクリングロード」として整備され地域住民に利用されている。

この他、上流域には、霧積ダム湖、坂本ダム湖、及び中木ダム湖の3ダム湖があり、地域の人のみならず観光客などのいこいの場となっている。

3) 「良好な自然環境を有する地域 学術調査報告書 (X X V I I I) 群馬県自然環境課 2002.3」
4) 「良好な自然環境を有する地域 学術調査報告書 (X X X I) 群馬県自然環境課 2006.3」
5) 「良好な自然環境を有する地域 学術調査報告書 (X X V I I) 群馬県自然環境課 2001.3」
6) 「良好な自然環境を有する地域 学術調査報告書 (X X X I) 群馬県自然環境課 2006.3」



※グラフについては、公共用水域水質測定結果（群馬県ホームページ掲載）を元に作成

図 2.3 碓氷川圏域 現況水質経年変化図

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 計画対象区間及び計画対象期間

計画対象区間は、碓氷川圏域内河川において、県が管理する一級河川すべてとする。
計画対象期間は、碓氷川圏域内の一連の河川事業の完成によって効果が期待できる今後概ね20年間とする。

第2節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

碓氷川圏域の河川においては、沿川の人口、資産の状況、現況の流下能力、河道形態、災害の発生状況等や群馬県の他河川とのバランスを考慮して、目標とする治水安全度を設定することとし、碓氷川本川上流域や九十九川では10年に1回程度発生すると予想される洪水による氾濫を防止することを目標とする。

また、碓氷川本川下流域では、人口、資産が集中する高崎市、安中市を流下する主要河川であることから、概ね20年から30年に1回程度発生すると予想される洪水による氾濫を防止することを目標とする。

碓氷川圏域内に発生する内水による家屋の浸水については、関係する市と連携を図って被害の軽減に努める。

これまで整備してきた治水施設を調査、点検し、必要な対策を実施することにより、その機能の向上を目指すとともに、適切な時期に適切な整備を実施することで、長年にわたり施設の有効活用を図る。

なお、社会状況、災害の発生状況等に応じて、適宜見直しを行うこととする。

第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

碓氷川においては、景観や水質、動植物の生息・生育・繁殖を配慮した水環境の保全のため、また河川水の利用が支障なく行われるために最低限維持する正常流量について、松井田地点（非かんがい期：約1.2～1.4m³/s、かんがい期：約1.4～1.9m³/s）及び板鼻地点（非かんがい期：約1.5m³/s、かんがい期：約1.6m³/s）において確保するよう努める。

※流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減することがある。

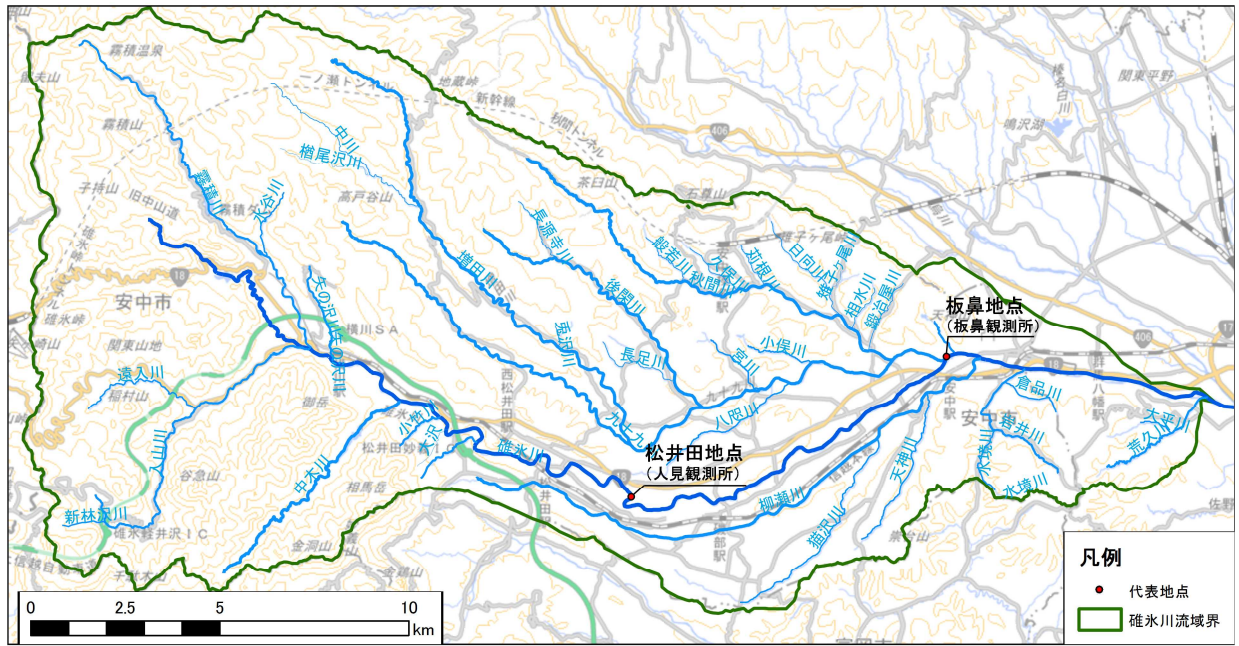


图 3.1 正常流量基準点位置图

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

碓氷川圏域の上流地域を流れる自然豊かな河川においては、現状をできる限り維持し、河床低下・洗掘が顕著で横断構造物等への影響が大きい箇所においても、環境負荷が小さい工法を採用するなどして動植物の生息・生育・繁殖に適した環境及び景観の保全に努める。

河岸保全のためコンクリートによる護岸整備を行う場合でも、瀬や淵の保全や川の流れを固定化しないようにするなど、河川の自然の営みを取り入れた川づくりの考え方により、動植物が生息・生育・繁殖できるような水辺環境の整備に努める。

下流の市街地を流れる河川や近傍に公園などの人々が集まる施設がある河川では、地域の方々の意見を聞きながら親水性及び周辺との調和を考慮し、人と河川とのふれあいの場となるよう整備するとともに、河川周辺における動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全に努める。

上記の整備にあたっては、特にカマツカ、シマドジョウ、ギバチ、スナヤツメ、ホトケドジョウ等の重要種の生息・生育・繁殖が確認されている場合、専門家の意見を聴くなどして動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全、整備に努める。

河川の水質や河川空間の保全、改善に取り組むとともに、下水道、環境部局などの関係機関及び地域住民との連携を図る。

水辺景観の保全、利用推進の観点から、河川の豊かな水量を保持するため、農業や発電等の利水者と十分な連絡調整を図る。

地域の暮らしや歴史、文化との調和、多様な河川風景に配慮し、沿川と調和した河川景観の保全、形成に努める。

第4章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的及び種類

本整備計画の目標は、洪水による災害の発生防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全としている。

河川整備計画の目標を達成するための方策として、次のとおり河川の整備を効果的かつ経済的に実施する。

なお、工事の実施にあたっては、水質の保全、動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全に配慮するとともに、河川の水利用の現状を調査し、支障なく適正な水利用が行えるよう、また水辺の環境に配慮し、人々が川に親しむことができるよう考慮する。

第2節 河川工事の施行場所及び設置される河川管理施設の機能の概要

河川工事の施行場所及び設置される管理施設の機能の概要は以下のとおり。

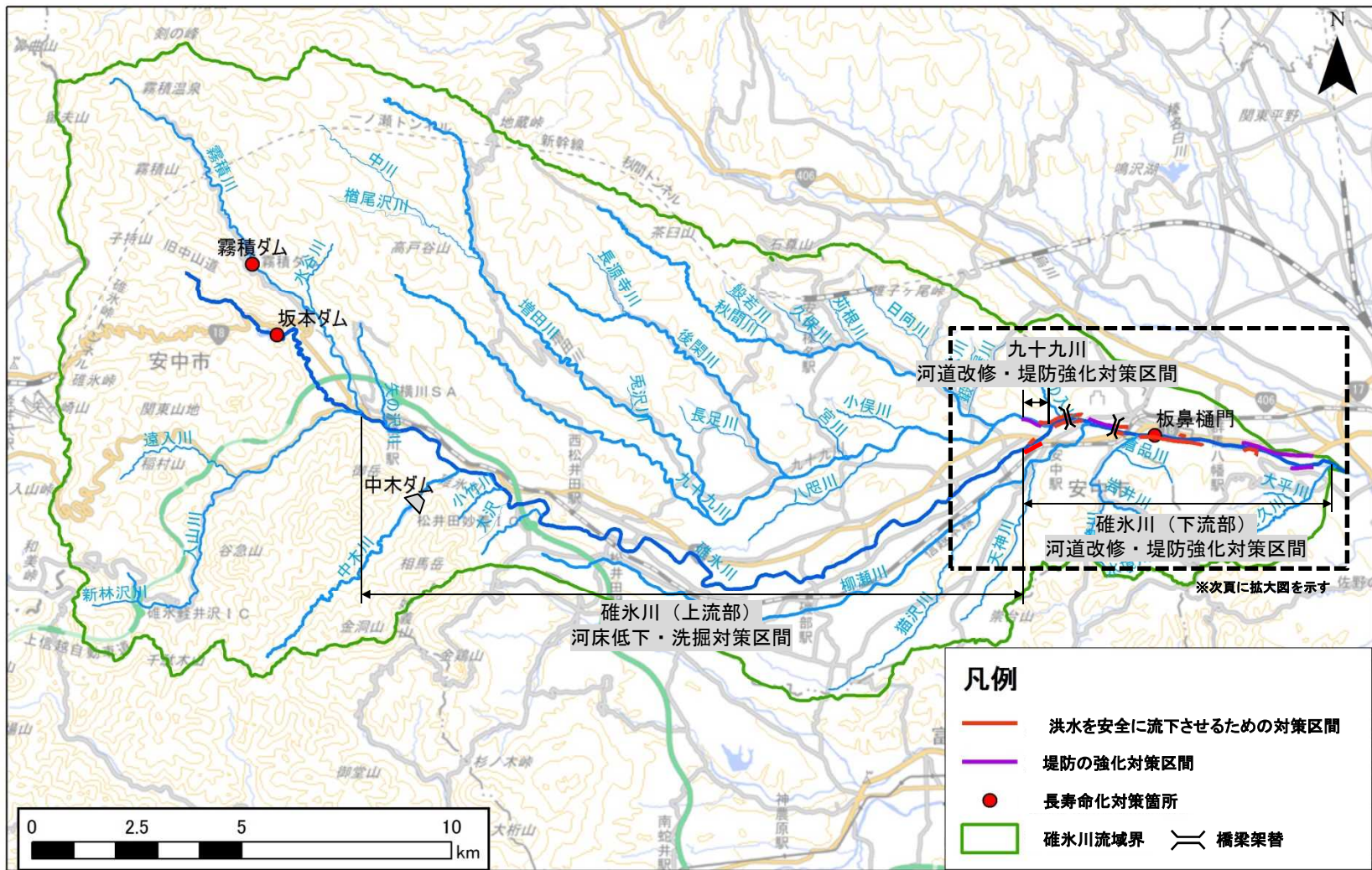


図 4.1 整備対象河川位置図（広域図）

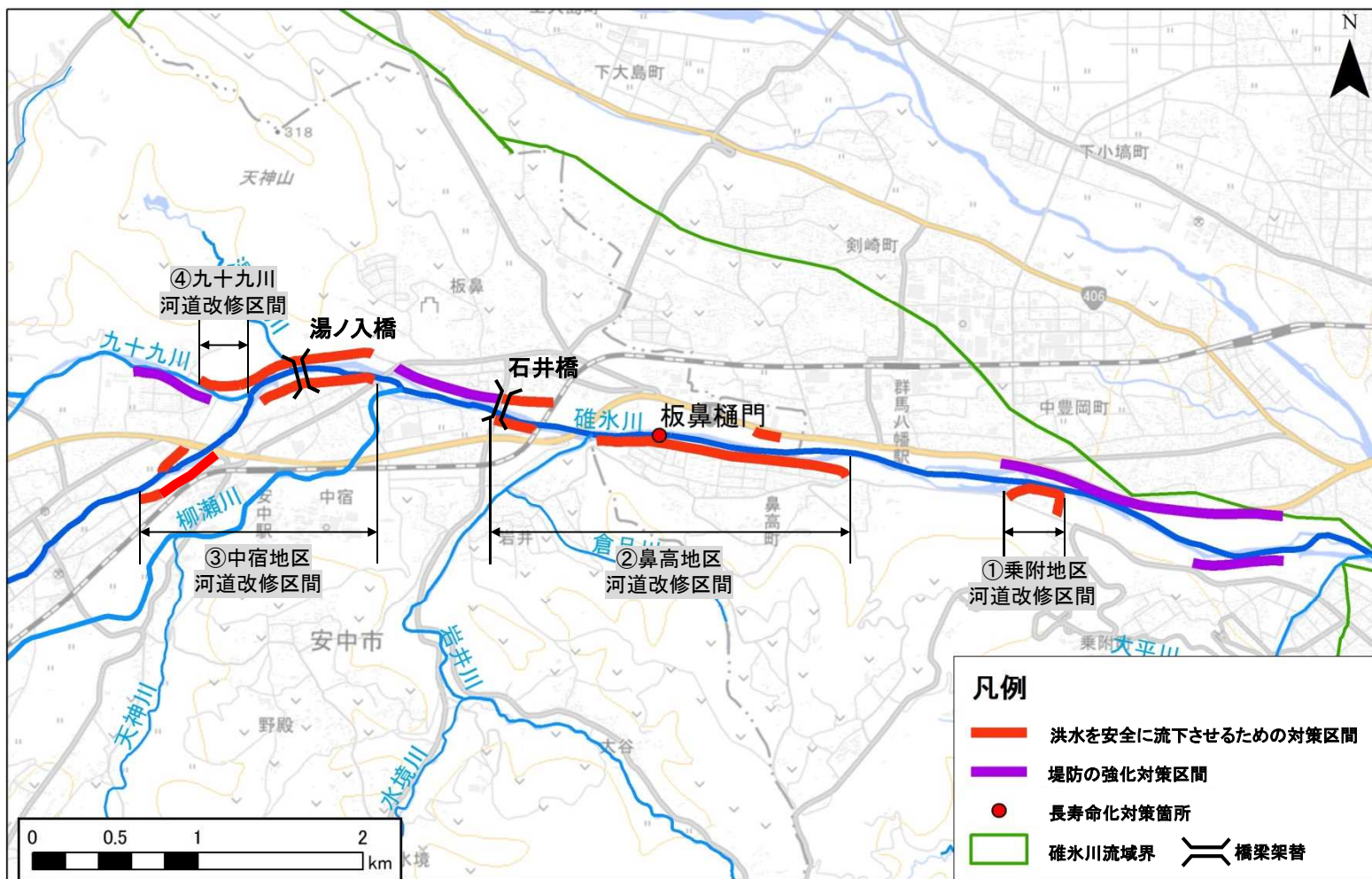


图 4.2 整備対象河川位置図（下流区間拡大図）

(1) 洪水を安全に流下させるための対策

以下の河川において、河道改修を実施し流下能力の向上を図る。

表 4.1 整備を予定する区間

河川名		番号	整備を予定する区間		延長
碓氷川	下流	①	乗附地区	八千代橋上流約 2,000m から八千代橋上流約 2,300m まで右岸	約 300m
		②	鼻高地区	鼻高橋から石井橋まで	約 2,200m
	上流	③	中宿地区	鷹之巣橋から扇城橋下流付近まで	約 1,650m
九十九川		④	九十九川下流端から湯沢橋まで		約 1,000m

※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

【碓氷川】

碓氷川は、一ノ字山に源を発し、安中市を貫流し高崎市高松付近で烏川に合流する一級河川である。碓氷川沿川地域では、これまでに度々洪水による被害を受けており、過去には死者 61 名に及んだ昭和 10 年 9 月台風があり、昭和 22 年 9 月台風でも大災害に見舞われ、最近でも頻繁に大きな出水を繰り返している。

このため、築堤工、護岸工、橋梁架替を実施することにより、碓氷川本川の九十九川合流より上流の区間については、概ね 10 年に 1 回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

また、碓氷川の直轄上流端から九十九川合流までの区間については、概ね 20 年から 30 年に 1 回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修にあたっては、自然を活かした河川空間の整備を行い、良好な水辺環境の保全に努める。

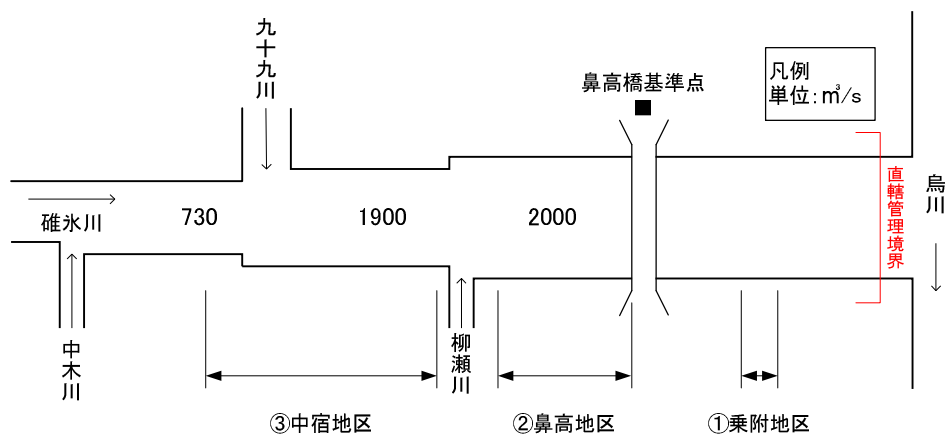


図 4.3 流量配分図（碓氷川）

①乗附地区

施行区間：八千代橋上流約 2,000m から八千代橋上流約 2,300m まで右岸

延長：L=約 300m

整備内容：築堤工、護岸工

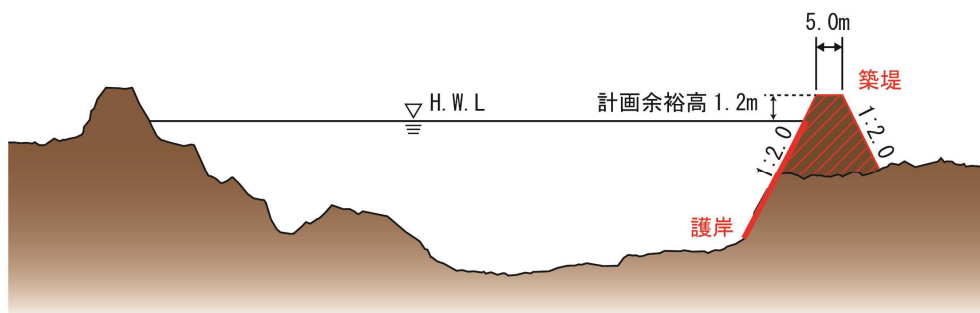


図 4.4 代表横断面図（乗附地区）

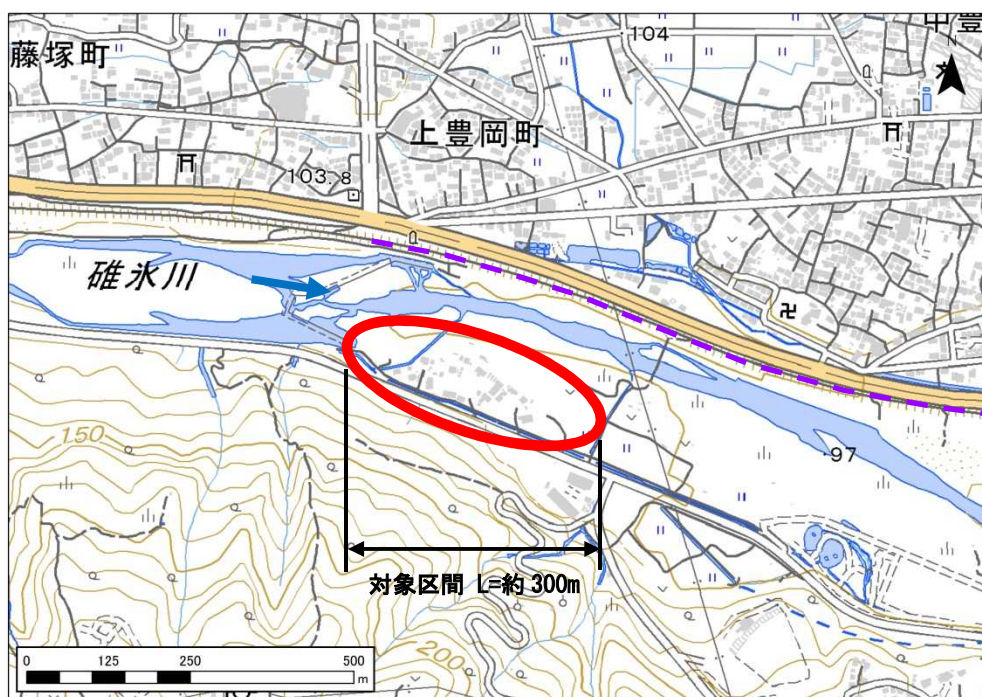


図 4.5 位置図（乗附地区）

(2)鼻高地区

施行区間：鼻高橋から石井橋まで

延 長：L=約 2,200m

整備内容：築堤工、護岸工、橋梁架替

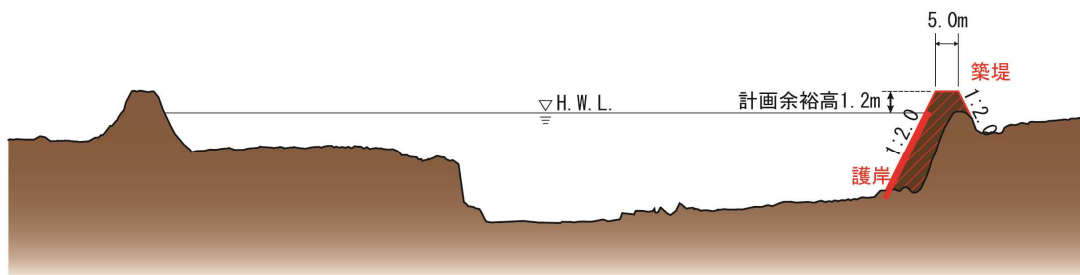


図 4.6 代表横断面図（鼻高地区）

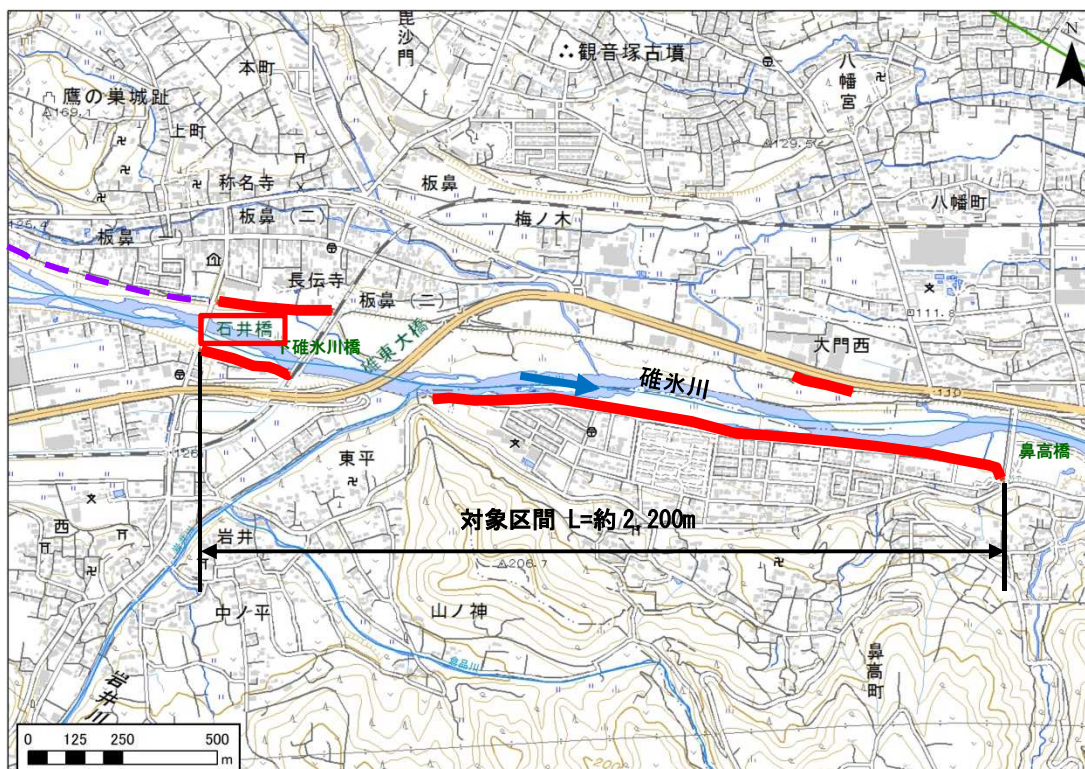


図 4.7 位置図（鼻高地区）

(③中宿地区)

施行区間：鷹之巣橋から扇城橋下流付近まで

延長：L=約 1,650m

整備内容：築堤工、護岸工、橋梁架替

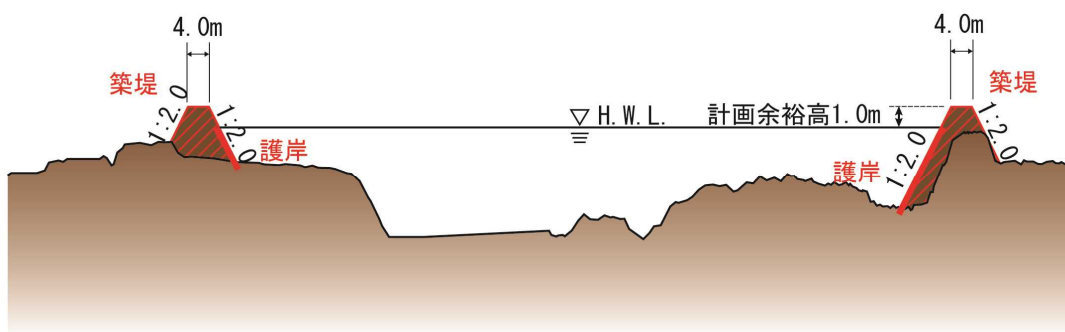


図 4.8 代表横断面図（中宿地区）

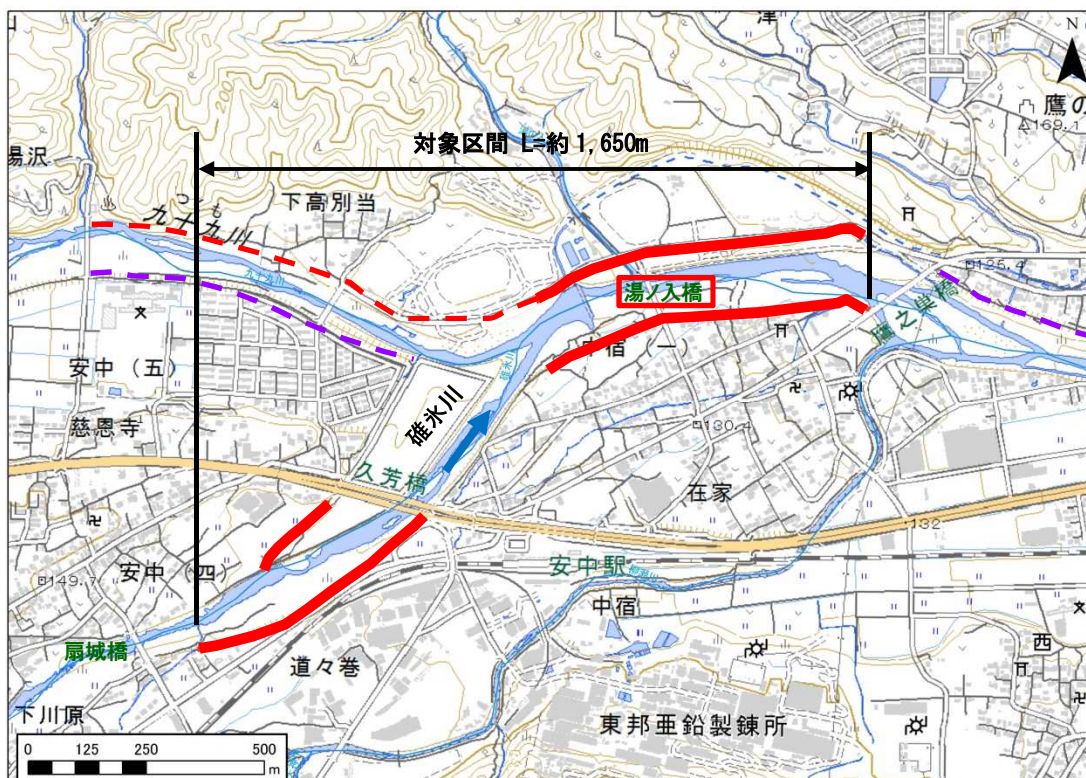


図 4.9 位置図（中宿地区）

【九十九川】

九十九川は、安中市の田園地帯を流下し、碓氷川に合流する一級河川である。九十九川下流の碓氷川への合流点付近は、安中市の中心市街地となっているが、昭和10年9月台風や昭和63年8月豪雨では大災害に見舞われ、最近でも頻繁に大きな出水を繰り返している。

このため、築堤工、護岸工を実施することにより、概ね10年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させる。

改修にあたっては、自然を活かした河川空間の整備を行い、良好な水辺環境の保全に努める。

施行区間：九十九川下流端から湯沢橋まで

延長：L=約1,000m

整備内容：築堤工、護岸工

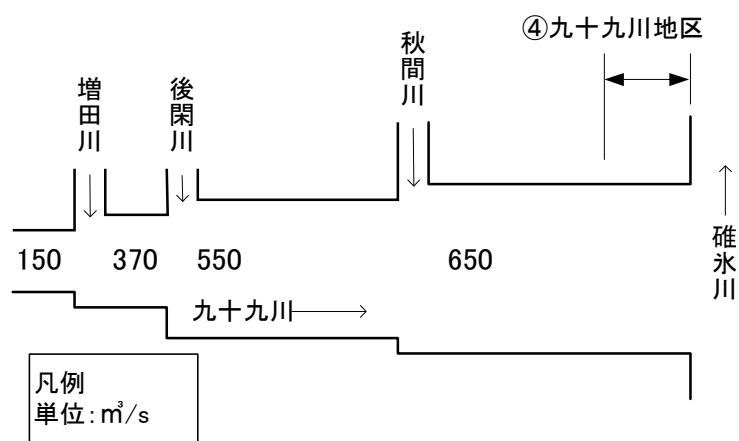


図 4.10 流量配分図（九十九川）

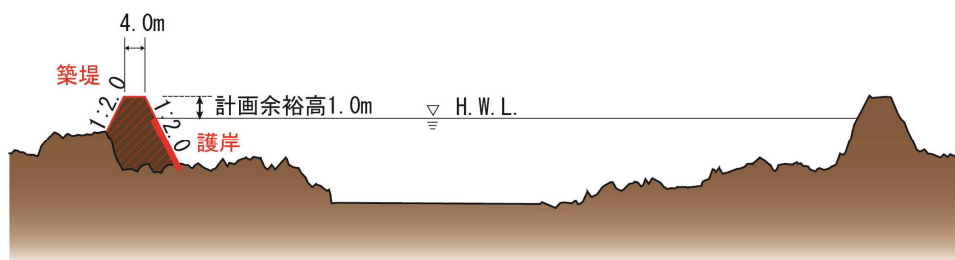


図 4.11 代表横断面図（九十九川）

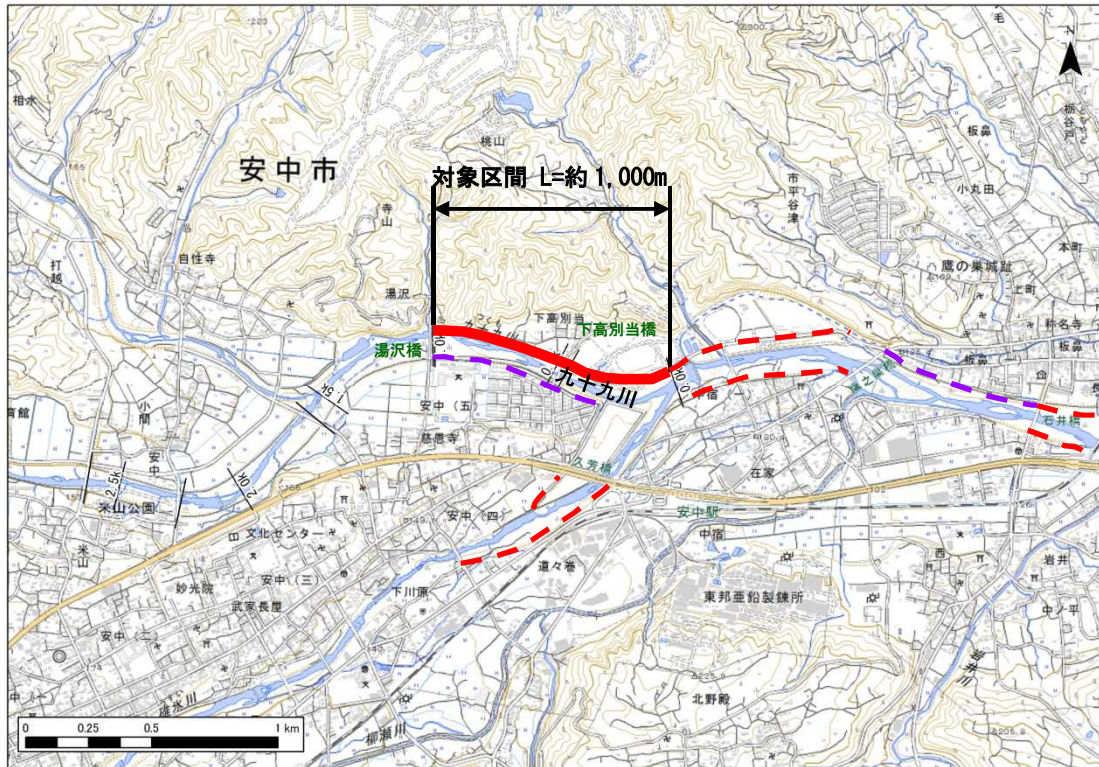


図 4.12 位置図 (九十九川)

(2) 堤防強化対策

これまで実施してきた堤防点検結果を踏まえ、背後地の資産状況等を勘案し、堤防の浸透破壊や法面すべり破壊への対策工事を実施する。また、今後の堤防耐震点検により対策が必要とされた堤防についても耐震対策を実施する。

表 4.2 堤防強化対策箇所

河川名	整備を予定する区間	延長
碓氷川	八千代橋上流約 650m から八千代橋上流約 2,400m まで左岸	約 1,750m
	八千代橋上流約 650m から八千代橋上流約 1,200m まで右岸	約 550m
	石井橋付近から鷹ノ巣橋付近まで左岸	約 650m
九十九川	碓氷川合流部付近から湯沢橋下流付近まで右岸	約 500m

※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

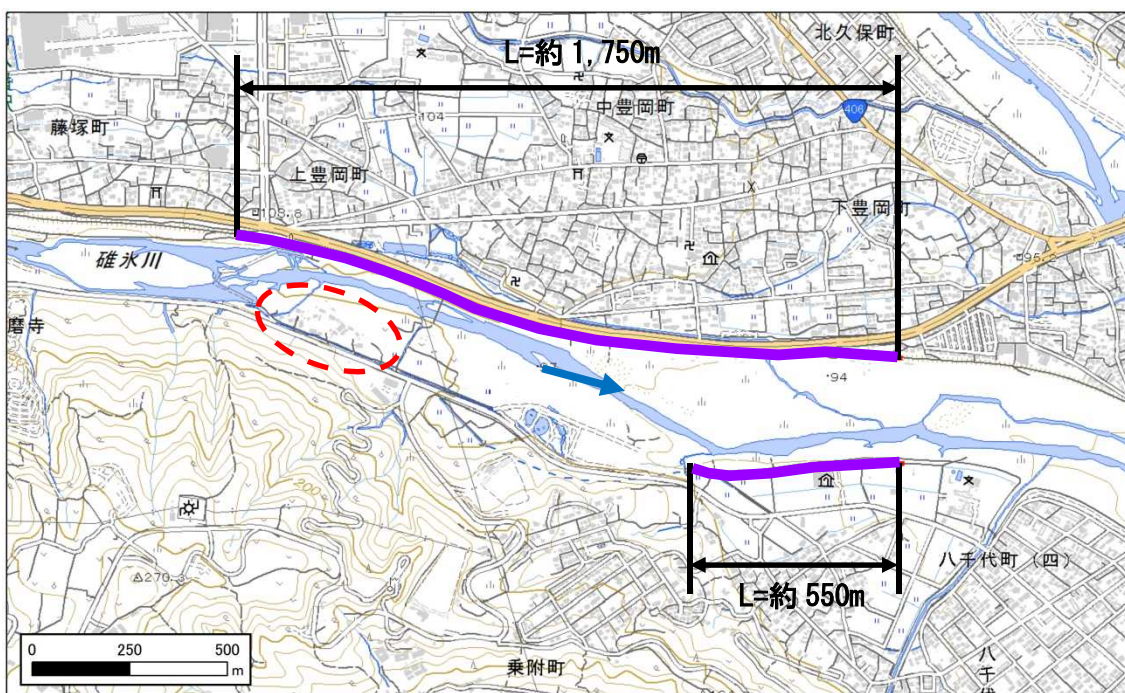


図 4.13 位置図 (碓氷川①)

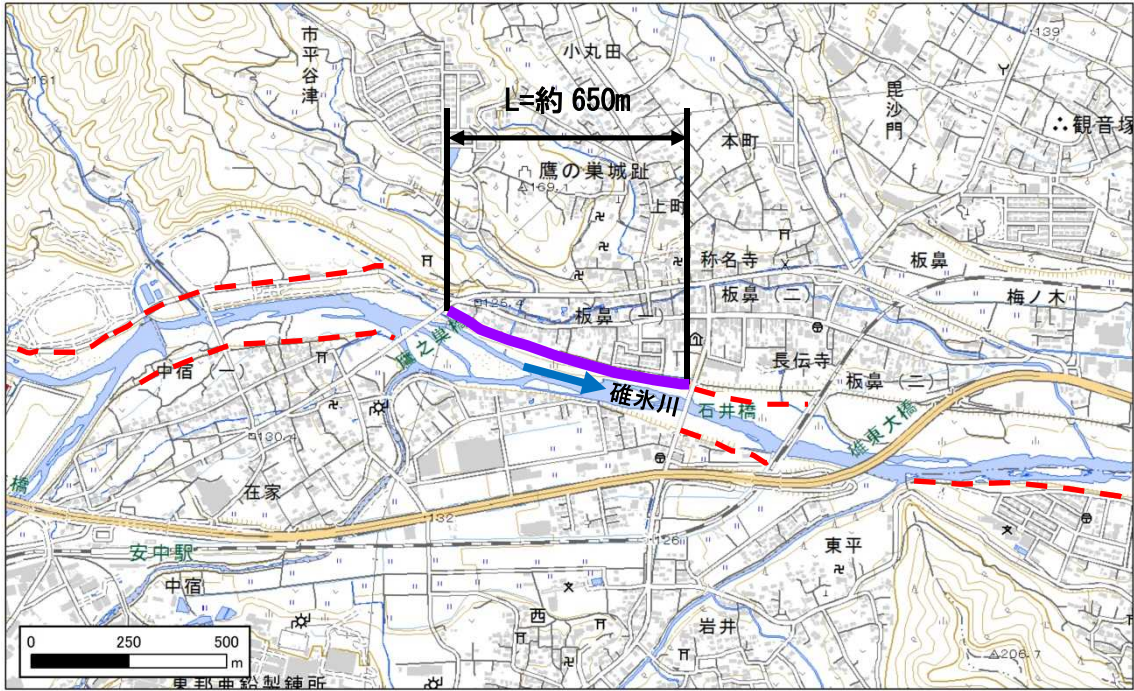


図 4.14 位置図(碓氷川②)

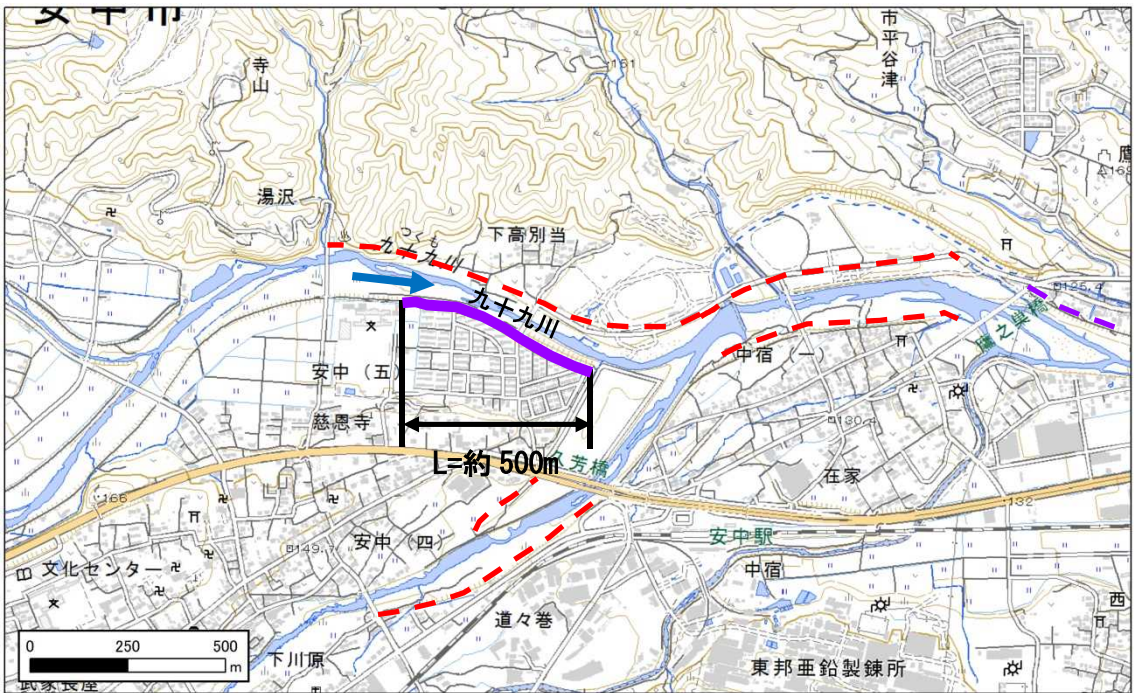


図 4.15 位置図(九十九川)

(3) 河床低下・洗掘対策

碓氷川上流部は河床低下・洗掘が断続的に発生しているため、洗掘により河川構造物が破損する恐れがある箇所・背後地が住宅である箇所・流速が早い箇所・湾曲による影響が大きな箇所等に注目して計画的にモニタリングを行う。

河床低下・洗掘が顕在化、及び顕在化しつつある箇所に対して整備の優先性を検討し、必要に応じて、環境負荷が小さくなることに留意して、河床低下・洗掘対策を実施する。

(4) 長寿命化対策

板鼻樋門等の河川管理施設や霧積ダム・坂本ダムの機能を適切に維持していくために、点検や巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修や更新を行い長寿命化を図る。

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河道に堆積した土砂や草木の繁茂などの影響により河川管理上支障となる場合は、河川環境に配慮しつつ、堆積土の除去、立木の伐採、草刈りなどの必要な対策を行う。

堤防の変状や異常、損傷を早期に発見することを目的として、適切に堤防点検や巡視等を実施する。堤防が不等沈下、法崩れ、ひび割れ等により弱体化した場合は、堤防の嵩上げや腹付けなどの必要な対策を実施し、対策が必要な場合は浸透破壊や法面のすべり破壊等への対策工事を実施することで、堤防の機能が維持されるよう努める。

護岸の亀裂など河川管理施設の異常を早期に発見するため、定期的な河川の巡視を行うとともに、異常を発見した場合には、速やかに修繕などの必要な対策を行う。なお、修繕、改築等を行う場合にも、河川環境の回復、保全に努める。

取水堰や橋梁などの占用施設で、河床及び河岸の洗掘や断面の阻害など河川管理上支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処置に努める。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して、治水上の影響、河川環境の保全について指導する。

霧積ダム、坂本ダムについては、ダム本体、貯水池及びダムに係わる施設などを常に良好に保つために必要な計測・点検を行い、その機能の維持に努める。

地域住民と協力して河川環境の保全を行うため、草刈りや河川清掃などの河川愛護活動を積極的に支援する。また、環境調査や保全活動の情報を共有するなどして、地域との協働による環境保全に努める。

第5章 河川情報の提供、地域や関連機関との連携等に関する事項

第1節 河川情報の提供に関する事項

河川整備目標の実現までには、長期間を要すること、また、計画を上回る規模の降雨が発生する可能性もあるため、降雨の状況や河川水位の情報をリアルタイムで収集し、関係機関や地域の住民に提供することにより、水防活動等の対策の支援を迅速に行い洪水被害の軽減を図る。

インターネット、パンフレット、イベントの開催等により、河川に関する様々な情報の提供を行い、河川整備に関し広く理解を得られるように努める。

洪水時の住民の的確な避難行動につながるよう、市による洪水ハザードマップ作成支援のため、浸水想定区域図の作成、更新を行う。

住民の防災意識の向上を図るため大きな洪水の記録を残し、周知を図るとともに、地域に伝わる歴史的な治水の技術や水防の知恵が継承されるように努める。

第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項

(1) 常時の連携

河川整備の実施にあたっては、国の河川事業や圏域市の排水事業等の関連事業と連携を図る。

洪水時の連携を強化するため、防災情報伝達演習や重要水防箇所の点検などを関係機関と実施する。

圏域全体を視野に入れて適正な河川管理を行うため、開発行為や土地利用について関係市や関係機関と連携を図る。

良好な河川環境を保全して行くためには、地域住民の理解と協力がなくてはならないことから、地域住民との連携、協力体制の確立に努める。

油等の流出による水質事故が発生した時は、事故状況の把握、関係機関への連絡、被害の拡大防止措置、河川や水質の監視、事故処理などを原因者や関係機関と協力して迅速に行う。

(2) 洪水時の連携

流域住民の避難判断や防災対策に資するため、烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会等を通じ、防災関係機関（国、市、報道機関、消防、警察等）との連携を強化し、防災情報の共有や情報伝達体制の充実に努める。

(3) 渇水時の連携

渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する烏・神流・利根川筋利水者懇談会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努めるなど、関係機関と連携して被害の軽減に努める。